第十三款　政策統括官

（東京検疫所に置く課等）

第九十七条　東京検疫所に、次の五課、上席空港検疫管理官二人及び上席空港検疫看護管理官一人を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課
食品監視第二課
検査課

（上席空港検疫看護管理官の職務）

第百二条の五　上席空港検疫看護管理官は、命を受けて、第九十九条に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務であって、看護に関することを行う。

（成田空港検疫所に置く課等）

第百三条　成田空港検疫所に、次の六課、上席空港検疫管理官四人、上席空港検疫看護管理官一人及び感染症検査管理官一人を置く。

総務課
検疫第一課
検疫第二課
衛生課
食品監視課
検査課

（上席空港検疫看護管理官の職務）

第百八条の六　上席空港検疫看護管理官は、命を受けて、第百五条及び第百五条の二に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務であって、看護に関することを行う。

第百八条の七　（略）

（関西空港検疫所に置く課等）

第百八条の八　関西空港検疫所に、次の五課、上席空港検疫管理官四人及び上席空港検疫看護管理官一人を置く。

総務課
検疫課
衛生課
食品監視課
検査課

2　第百四条、第百五条、第百六条から第百八条まで及び第百八条の三から第百八条の六までの規定は、関西空港検疫所について準用する。この場合において、第百五条中「検疫第一課」とあるのは「検疫課」と、「検疫第二課、衛生課及び検査課」とあるのは「衛生課及び検査課」と、第百八条の五及び第百八条の六中「第百五条及び第百五条の二」とあるのは「第百八条の八第二項の規定により読み替えて適用される第百五条」と読み替えるものとする。

（大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所に置く課等）

第百九条　大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所に、次の四課を、名古屋検疫所及び福岡検疫所に、上席空港検疫管理官一人を、名古屋検疫所に上席空港検疫看護管理官一人を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課
検査課

第十四款　政策統括官

（東京検疫所に置く課等）

第九十七条　東京検疫所に、次の五課及び上席空港検疫管理官二人を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課
食品監視第二課
検査課

（新設）

（成田空港検疫所に置く課等）

第百三条　成田空港検疫所に、次の六課、上席空港検疫管理官四人及び感染症検査管理官一人を置く。

総務課
検疫第一課
検疫第二課
衛生課
食品監視課
検査課

（新設）

第百八条の六　（略）

（関西空港検疫所に置く課等）

第百八条の七　関西空港検疫所に、次の五課及び上席空港検疫管理官四人を置く。

総務課
検疫課
衛生課
食品監視課
検査課

2　第百四条、第百五条、第百六条から第百八条まで及び第百八条の三から第百八条の五までの規定は、関西空港検疫所について準用する。この場合において、第百五条中「検疫第一課」とあるのは「検疫課」と、「検疫第二課、衛生課及び検査課」とあるのは「衛生課及び検査課」と、第百八条の五中「第百五条及び第百五条の二」とあるのは「第百八条の七第二項の規定により読み替えて適用される第百五条」と読み替えるものとする。

（大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所に置く課等）

第百九条　大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所に、次の四課を、名古屋検疫所及び福岡検疫所に、上席空港検疫管理官一人を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課
検査課